

貸 借 対 照 表

(平成16年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	109,813	(負債の部)	39,331
流 動 資 産	30,962	流 動 負 債	17,064
現金及び預金	1,332	支 払 手 形	2,766
受 取 手 形	3,537	営 業 未 払 金	4,998
営 業 未 収 入 金	14,666	短 期 借 入 金	901
有 価 証 券	8,990	コマーシャルペーパー	1,000
貯 蔵 品	127	一年以内返済予定長期借入金	1,060
前 払 費 用	170	未 払 金	2,247
繰 延 税 金 資 産	618	未 払 費 用	691
短 期 貸 付 金	199	未 払 法 人 税 等	1,546
金銭債権信託受益権	900	預 り	249
その他の流動資産	461	前 受 収 益	36
貸 倒 引 当 金	43	賞 与 引 当 金	1,044
固 定 資 産	78,851	資 産 購 入 手 形	523
有形固定資産	60,220	固 定 負 債	22,267
建物	17,937	社 債	15,000
構 築 物	2,200	長 期 借 入 金	2,879
機 械 及 び 装 置	369	繰 延 税 金 負 債	3,934
車 両 運 搬 具	2,175	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	417
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	328	その他の固定負債	36
土 地	36,197	(資本の部)	70,481
建 設 仮 勘 定	1,012	資 本 金	11,316
無形固定資産	238	資 本 金	11,316
借 地 権	139	資 本 剰 余 金	12,332
電 話 加 入 権	48	資 本 準 備 金	12,332
その他の無形固定資産	51	利 益 剰 余 金	41,467
投資その他の資産	18,391	利 益 準 備 金	1,426
投資有価証券	14,454	任 意 積 立 金	36,042
子 会 社 株 式	1,795	配 当 準 備 積 立 金	50
長 期 貸 付 金	1,541	土 地 圧 縮 積 立 金	742
長 期 前 払 費 用	372	別 途 積 立 金	35,250
差 入 保 証 金	366	当 期 未 処 分 利 益	3,998
その他の投資その他の資産	363	株 式 等 評 価 差 額 金	5,448
貸 倒 引 当 金	248	その他有価証券評価差額金	5,448
投資損失引当金	253	自 己 株 式	83
資 産 合 計	109,813	負 債 及 び 資 本 合 計	109,813

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 子会社に対する短期金銭債権 598百万円
子会社に対する長期金銭債権 851百万円
子会社に対する短期金銭債務 2,443百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 49,161百万円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があります。
5. その他の投資その他の資産には、子会社出資金の241百万円が含まれておりません。
6. 保証債務は、274百万円であります。
7. 商法施行規則第124条第3号の純資産額は5,448百万円であります。
8. 発行済株式総数
普通株式 74,239,892株
9. 会社が保有する自己株式の数は、普通株式97,804株であります。

損 益 計 算 書

(自 平成15年4月1日
至 平成16年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常 損益 の部	営業収益		78,127
	営業費用	78,127	
	営業原価	69,466	
	販売費及び一般管理費	3,170	
	営業利益		5,490
	営業外収益		1,180
	受取利息及び受取配当金	276	
	有価証券利息	254	
	賃貸料収入	334	
	その他の営業外収益	314	
営業外費用		653	
支払利息	46		
社債利息	424		
新株発行費	39		
為替差損	86		
その他の営業外費用	54		
特別 損益 の部	経常利益		6,017
	特別利益		929
	固定資産売却益	2	
	貸倒引当金戻入益	6	
	退職年金規定の改訂に伴う過去勤務債務減少益	838	
	その他特別利益	81	
	特別損失		193
	固定資産売却損	6	
固定資産除却損	70		
役員退職金	116		
税引前 当期純 利益	税引前当期純利益		6,752
	法人税・住民税及び事業税	2,486	
	法人税等調整額	397	2,883
	当期純利益		3,868
	前期繰越利益		649
中間 配当 額	中間配当額		519
	当期末処分利益		3,998

(注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引高

営業収益 2,077百万円

営業費用 8,633百万円

営業取引以外の取引高 595百万円

3. 1株当たり当期純利益 52円19銭

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券.....償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評
価差額は全部資本直入法により処理し、売
却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法.....最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属
設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	15～31年						
構	築	物	10～40年					
機	械	及	び	装	置	7～17年		
車	両	運	搬	具	4～6年			
工	具	・	器	具	・	備	品	4～10年

無形固定資産.....定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアについて
は、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却す
ることとしております。

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費.....支出時に全額費用として処理しております。

なお、平成15年6月6日付有償一般募集（ブックビルディ
ング方式）による新株式の発行は、引受証券会社が引受価
額で買取引受を行い、これを当該引受価額と異なる募集価
額（発行価格）で一般投資家に販売する買取引受契約（「新
方式」という。）によっております。

「新方式」では、募集価額（発行価格）と引受価額との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受証券会社に対する
事実上の引受手数料となることから、当社から引受証券会
社への引受手数料の支払はありません。

平成15年6月6日付有償一般募集（ブックビルディング方
式）による新株式発行に際し、募集価額（発行価格）と引
受価額との差額の総額は285百万円であり、引受証券会社が
引受価額で買取引受を行い、同一の募集価額（発行価格）
で一般投資家に販売する買取引受契約（「従来方式」とい
う。）による新株式発行であれば、新株発行費として処理さ
れていたものであります。このため、「新方式」では、「従

来方式」に比べ、資本金及び資本準備金の合計額と、新株発行費がそれぞれ285百万円少なく計上され、また経常利益及び税引前当期純利益は同額多く計上されております。

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 投資損失引当金.....子会社及び関連会社に対する投資損失に備えるため、子会社及び関連会社の財政状態等を検討し、個別に必要な額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金.....従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時に一括償却しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金.....役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
6. リース取引の処理方法.....リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ取引

ヘッジ対象.....社債

(3) ヘッジ方針

当社は、社債利息の削減を目的として、金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

8. 消費税等の会計処理.....税抜方式によっております。

9. 改正商法施行規則の適用...当期より改正後の「商法施行規則」(平成14年3月29日法務省令第22号 最終改正平成16年3月30日法務省令第23号)に基づいて計算書類等を作成しております。